

# 留学、就労、配偶者・親との同居等

留学、就労（技能実習、興行を含む。）、日本に居住する配偶者又は親との同居等

（査証申請の前に、招へい者が日本の出入国在留管理局において、在留資格認定証明書を取得する必要があります。）

在留資格「外交」、「公用」、「医療滞在」、外交・公用目的で在留する者の個人的使用人については、それぞれの案内を参照

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー			
5	在留資格認定証明書 (写しのみで可)	電子在留資格認定証明書（出入国在留管理局からメールで送信される在留資格認定証明書）の場合、送信されたメールを印刷して提出。		
<b>日本に居住する配偶者又は親との同居を目的とする場合、 例：在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等</b>				
6	出生証明書  (PSAで1年以内に発行されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。</li> <li>・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。</li> <li>・PSAに出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書とPSA発行の出生記録不存在証明書。</li> </ul>		
7	婚姻証明書（既婚者のみ。PSAで1年以内に発行されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。</li> <li>・PSAに婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書とPSA発行の無婚姻証明書。</li> </ul>		
8	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
9	社員証	指名された代表者による申請の場合		
10	その他			

上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。

パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。

上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 \_\_\_\_\_

日付 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

VFS スタッフ署名 \_\_\_\_\_